

# 貸付規則施行細則の一部変更について

全国市町村職員共済組合連合会より、抵当権設定等に関する貸付申込み時の添付書類及び貸付けの制限等の所要の規定整備を趣旨として、貸付規則施行細則の一部を変更するよう通知がありましたので、本組合貸付規則施行細則の一部を下記のとおり変更します。

なお、この変更は平成23年7月1日以降の貸付申込み分より適用いたします。

	新	旧
住宅の修理に係る添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記簿謄本</li> <li>・建物の登記簿謄本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記簿謄本又は固定資産評価証明書</li> <li>・建物の登記簿謄本又は固定資産評価証明書</li> </ul>
住宅の増築・改築に係る添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記簿謄本</li> <li>・建物の登記簿謄本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の登記簿謄本又は固定資産評価証明書</li> <li>・既存建物に接続して建築する場合又は既存建物の一部を改築する場合は、建物の登記簿謄本又は固定資産評価証明書</li> </ul>
住宅の購入に係る添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物登記簿謄本又は建築確認済証の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の登記簿謄本又は建築確認済証の写し 若しくは固定資産評価証明書</li> </ul>
抵当権の順位の特例を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抵当権設定順位特例申請書及び貸付対象不動産に係る先順位の抵当権の設定状況が確認できる書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抵当権設定順位特例申請書</li> </ul>
貸付けの制限	<p>1. 次の①又は②のどちらかが30/100を超えている場合は貸付けはできない</p> <p>① (給料月額ベース) 本組合への毎月の償還額 + 他の金融機関等への毎月の償還額 ≤ 給料<sup>(注1)</sup> × 30/100</p> <p>② (給料年額ベース) 本組合への毎月の償還額 (他の金融機関等を含む) × 12 + ボーナス償還額 (他の金融機関等を含む) × 2 ≤ (給料<sup>(注1)</sup> × 12) + (給料 × 4 (給料<sup>(注2)</sup>の4ヶ月分を期末手当等の額とみなす)) × 30/100</p> <p>(注1) 育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき、給料の一部が減額されている場合は、減額後の給料 (注2) 給料が減額されている場合は、減額後の給料</p> <p>2. 給料の全部の支給が停止されているときまたは、懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているときは、新たな貸付けを行わない。</p>	<p>1. 次の①又は②のどちらかが30/100を超えている場合は貸付けはできない</p> <p>① (給料月額ベース) 本組合への毎月の償還額 + 他の金融機関等への毎月の償還額 ≤ 給料 × 30/100</p> <p>② (給料年額ベース) 本組合への毎月の償還額 (他の金融機関等を含む) × 12 + ボーナス償還額 (他の金融機関等を含む) × 2 ≤ (給料 × 12) + (給料 × 4 (給料月額の4ヶ月分を期末手当等の額とみなす)) × 30/100</p> <p>2. 給料の全部の支給が停止されているときまたは、懲戒処分により給料の一部の支給が停止されているときの<u>特段の規定はなし</u></p>
他の共済組合から貸付けを受けている者への借換え時の貸付審査	<p>他の共済組合から貸付けを受けており、本組合に転入した際に、借換えを希望した場合、その貸付けが他の共済組合で、給料月額ベースまたは、給料年額ベースでの貸付けの審査を受けている場合には、本組合においてこの審査は行わない。</p>	<p>借換え時における貸付審査について、<u>特段の規定はなし</u></p>